

独立行政法人国立青少年教育振興機構が達成すべき
業務運営に関する計画（中期計画）について

平成23年3月31日

文部科学大臣認可

平成23年6月30日

文部科学大臣変更認可

（序文）

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条の規定により、独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）が中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。

（基本方針）

機構は、青少年教育の振興及び青少年の健全育成を図る我が国の青少年教育のナショナルセンターとして、

- ① 青少年教育指導者その他の青少年教育関係者（以下「青少年教育指導者等」という。）に対する研修及び青少年に対する研修を行う教育拠点としての施設を設置し、同施設において研修を行うとともに、
- ② 当該施設を青少年及び青少年教育指導者等の研修利用に供するとともに、当該研修利用に指導及び助言を行い、
- ③ 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携を促進し、
- ④ 青少年教育に関する基礎的・専門的な調査及び研究を実施し、
- ⑤ 青少年教育に関する団体が行う活動に対する助成金の交付を行う等の業務を実施する。

また、文部科学省が作成する工程表に沿って、国立青少年交流の家、青少年自然の家の自治体・民間への移管等の調整に取り組む。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために
とるべき措置

1. 青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修等の推進

青少年教育のナショナルセンターとして、機構が企画して実施する教育事業として、青少年及び青少年教育指導者等を対象に、以下のような事業を積極的に実施するとともに毎年度平均90%以上の参加者からプラスの評価を得られるよう事業の質の向上を図る。

(1) 青少年教育に関するモデル的プログラムの開発

青少年を対象として、「子ども・若者ビジョン」（平成22年7月子ども・若者育成支援推進本部決定）において示された青少年の課題や困難を有する青少年の問題等の国の政策課題に対応した以下のような先導的・モデル的な事業を実施する。その際、公立の青少年教育施設等における各種事業の普及状況等を踏まえ、対象者や実施施設も含めて、事業を厳選・特化する。

- ・ 青少年の意欲や社会性、規範意識など、豊かな人間性を育むための自然体験活動等のプログラム開発
- ・ 児童養護施設に入所する子どもや不登校・引きこもりなど困難を有する青少年への支援を行う事業
- ・ その他、環境教育やボランティア活動の推進に関する事業など、国の政策課題に対応した青少年の体験活動事業

(2) 青少年の国際交流の推進

国内外の関係機関・団体等と連携して、青少年に対する異文化理解の増進を図るため、以下のような事業を実施する。

- ・ 青少年及び青少年教育関係者の相互交流等を行う事業
- ・ 青少年の異文化理解を促進する体験型の交流事業

(3) 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上

公立の青少年教育施設や学校等の教職員、青少年教育団体等で中核となる青少年教育指導者等の養成事業や研修事業を実施する。また、関係機関・団体等と連携し、全国共通の指導者養成カリキュラムを開発するなど、体系的な指導者養成・活用システムを構築する。

(4) 青少年の体験活動等の重要性についての普及・啓発

青少年の体験活動や読書活動、基本的な生活習慣等の重要性を社会に発信するための事業を実施する。

2. 青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援

青少年及び青少年教育指導者等の多様で主体的・効果的な学習活動を促進するため、広く学習の場や機会、情報を提供し、指導・助言等の教育的支援を行うとともに、毎年度平均80%以上の利用団体からプラスの評価が得られるよう、研修目的達成に向けた教育機能の充実を図る。

(1) 研修利用の促進

青少年及び青少年教育指導者等の利用の促進を図るため、新規の利用団体の受入れに必要な方策を講じ、利用団体数を増加させる。このような取り組みにより、毎年度、青少年人口（0～29歳）の1割程度の研修利用者を確保する。

(2) 研修に対する支援の推進

青少年及び青少年教育指導者等が各施設を利用して行う研修に対し、以下のように、研修目的を達成するために必要な指導・助言等を行う。

- ① 利用団体の研修目的に応じ、より効果的に研修を実施できるよう、研修計画の作成・実施に対する教育的な狙いを踏まえた指導・助言等を行う。
- ② 利用者のニーズや施設の立地条件等を活かした教育的な観点に立った活動プログラムの開発を行い、その内容を充実する。特に、学校教育との緊密な連携の観点から、新学習指導要領の各教科などの目標・内容等に沿ったプログラムの開発・提供等に取り組む。

3. 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進

(1) 関係機関・団体等とのネットワークの構築

青少年をめぐる諸課題への円滑な対応を図るため、青少年教育に関する国内外の関係機関・団体等との連携を促進し、関係機関等とのネットワークを構築する。

(2) 全国的な連絡会・協議会等の実施

青少年教育に関する関係機関・団体相互間の連携の促進を図るため、全国的な連絡会・協議会等を開催する。また、関係機関・団体等が共同して取り組む全国的な事業を実施する。

4. 青少年教育に関する調査及び研究

青少年教育のナショナルセンターとしての調査及び研究体制を強化し、青少年教育に

関するより充実した基礎的・専門的な調査及び研究を行い、その成果等を広く提供・活用する。

(1) 調査及び研究体制の強化

(a) 外部有識者の協力を得た調査及び研究体制の構築

調査及び研究の充実を図るため、専門的知識・技術を有する外部有識者の協力を得た調査及び研究体制を構築する。

(b) 研究者の採用による調査及び研究体制の強化

調査及び研究の充実を図るため、専門的知識・技術を有する研究者を大学等の高等教育機関や民間団体等から採用・配置し、青少年教育に関する研究部門を創設する。

(2) 調査及び研究の実施

(a) 基礎的な調査及び研究の実施

青少年及び青少年教育に関する国内外の情報を収集・分析し、統計資料の作成や青少年教育関係文献のデータベースの構築を行うなど、基礎的な調査及び研究を計画的かつ継続的に実施する。

(b) 専門的な調査及び研究の実施

各施設における教育事業の活用などにより、青少年の各年齢期の課題、困難を有する青少年の問題、体験活動の教育効果に関する調査及び研究等を実施する。その際、社会学や心理学等の多様な関連学問領域との連携を図る。

また、都市型の青少年教育施設に関する調査研究を実施する。

(c) 調査及び研究の成果等の活用

調査及び研究の成果等については、青少年教育に関する国の政策立案等に寄与するよう、成果等に基づいた政策提言を行う。

5. 青少年教育団体が行う活動に対する助成

(1) 助成金の交付

青少年教育団体に対し、当該団体が行う以下に掲げる活動に必要な資金に充てるための助成金を交付する。その際、体験活動と読書活動に対する助成については、全国各地で広く、かつ地域に偏りなく子どもの活動機会が提供されるよう留意しつつ、特色ある新たな取組や、活動の振興を図る取組の裾野を拓げるような活動を中心に交付

を行う。なお、助成金の交付に当たっては、文部科学省が直接行う同様の助成事業との役割分担を踏まえ、より効果的・効率的な執行を行う。

また、子どもの体験活動・読書活動等、助成活動の事例を収集するとともに、ホームページ等を通じた関係団体への情報提供を行う。

(a) 子どもの体験活動の振興を図る活動に対する助成

- ① 子どもを対象とする自然体験、社会奉仕体験、職業体験、科学技術体験、交流体験等の体験活動の機会を提供する活動
- ② 指導者の養成や関係団体間の交流・連携等、子どもを対象とする体験活動を支援するための活動

(b) 子どもの読書活動の振興を図る活動に対する助成

- ① 子どもを対象とする読書会、読み聞かせ等の読書活動を推進する活動
- ② 読書ボランティアの養成や関係団体間の交流・連携等、子どもを対象とする読書活動を支援するための活動

(c) インターネット等を通じて提供することができる子ども向けの教材の開発・普及を行う活動に対する助成

(2) 選考手続き等の客観性及び透明性の確保

引き続き、外部専門家や有識者等の参加を得た第三者による委員会を設置（必要に応じて分野ごとの専門委員会を置く。）し、審査方法等選定に関する基準を策定の上、審査を行い、採択結果及び選考に関する基準をホームページ等により公表する。

(3) 資金の確保、運用及び管理の客観性及び透明性の確保

資金の確保について、全国規模である法人のメリットを活かして、民間企業等からの寄附金獲得のための活動を積極的に行う。資金の運用及び管理については、資金管理委員会により客観性及び透明性を確保するとともに、安全性が高い金融機関及び金融商品で運用し、適切に管理する。

6. 共通的事項

上記の1～5に掲げる各業務間の有機的な連携を図るとともに、その特質に応じて、以下の事項を行う。

(1) 広報の充実

国民の青少年教育に対する理解を増進するとともに、機構の業務内容の周知や各施

設の研修利用の促進を図るため、事業等の目的・内容及び成果並びに各施設の情報などについて、インターネットやマスメディアの積極的な活用、刊行物等広報関係資料の配付や青少年教育に関連するデータベースの構築・更新などにより、一層効果的かつ戦略的な広報を実施する。

(2) 各業務の成果の普及

各業務の成果の普及を推進するため、公立の青少年教育施設や関係機関・団体等に対して、以下の取組により、情報提供等の充実を行う。

- ① 開発したプログラムを公立の青少年教育施設等で活用できるよう汎用性のあるプログラムとして提供するなどの工夫を行う。
- ② ホームページや各種資料、全国的・都道府県規模の会議、その他様々な機会を活用して、適時適切な情報提供を行う。
- ③ 各業務の成果の普及状況及び公立の青少年教育施設や関係機関・団体等のニーズなどを把握するため、各種情報収集を行う。

(3) 各業務の点検・評価の推進

各業務及び事業の検証を行うため、対象者や団体に対してアンケート調査等を行い、その結果を随時改善に活かす。

また、毎年度、業務全般に関する自己点検・評価を行うとともに、第三者による外部評価を実施し、評価結果を業務の改善に反映する。

(4) 各業務における安全性の確保

各業務の実施に当たっては、自然災害等への対応も含めて、利用者、関係者及び職員等の安全の確保を図るため、日常的に施設設備の安全点検を行う。また、事故等につながるような事例を蓄積し、各施設間で共有するとともに、安全管理マニュアルの整備・充実やその遵守、職員等に対する安全指導に関する研修、利用者への安全指導の徹底等を行う。

(5) 民間団体・企業・ボランティア等の参画の推進

青少年等の多様なニーズに応え、各業務を実施するため、内容に応じて、民間団体・企業等の参画を得て、事業等を行う。

また、ボランティア等の参画機会の拡充を図るため、ボランティアの登録・研修を進めるとともに、各分野の専門的な指導者の協力を得た事業運営に取り組む。

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 業務の効率化

(1) 一般管理費等の削減

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）等を踏まえ、管理部門の簡素化、事業の見直し・効率化、国立青少年交流の家、青少年自然の家の自治体・民間への移管等に取り組むことにより、一般管理費については、中期目標期間中に15%以上の削減を行うとともに、業務経費についても、中期目標期間中に5%以上の削減を行う。ただし、人件費については次項に基づいた効率化を図ることとする。その際、利用者の安全を確保するために必要な人員配置や施設・設備のメンテナンスには十分配慮し、ナショナルセンターとしての機能が損なわれないようにする。

(2) 給与水準の適正化

役職員の給与に関しては、人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律の改正などを踏まえた国家公務員の給与水準等を十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、機構の業務の特殊性を踏まえた適正な水準を維持するとともに、その検証結果や取組状況についてはホームページ上で公表する。

また、総人件費についても、平成23年度はこれまでの人件費改革の取組を引き続き着実に実施するとともに、平成24年度以降は「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成22年11月1日閣議決定）に基づき、政府における総人件費削減の取組及び今後進められる独立行政法人制度の抜本的な見直しを踏まえ、厳しく見直す。

(3) 外部委託の推進及び契約の適正化

効果的・効率的な業務の実施の観点から、定型的な管理・運営業務について、点検・整理を徹底し、民間委託を推進する。また、業務ごとに分割委託しているものについては、包括委託を推進する。

また、契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施し、「随意契約等見直し計画」に沿って、随意契約や一者応札・一者応募の見直し、複数年契約の積極的な導入等により契約の適正化、透明性の確保等を推進し、業務運営の効率化を図る。

さらに、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図る観点から、官民

競争入札等の導入に向けた検討を行う。

(4) 業務の電子化の推進

業務を効率的に行うため、業務運営の情報化・電子化を推進するとともに、情報セキュリティを高めるため、情報セキュリティポリシーの不断の見直しを行うとともに、そのポリシーに則した運用・改善を行う。

(5) 保有資産の見直し

保有資産については、引き続き、利用実態等を的確に把握し、その必要性や規模の適切性についての検証を行い、適切な措置を講じる。

2. 効果的・効率的な組織の運営

(1) 内部統制の充実・強化

役職員のコンプライアンスの意識を向上させるとともに、法人の使命・役割を役職員へ周知させ、組織全体で取り組むべき重要な課題を把握し、適切に対応する。

また、監事監査及び内部監査を充実し、その中で、監事監査はマネジメントに留意した監査を行うとともに、内部監査は、定期監査及び日常のモニタリングを通じ、適切な業務改善を行う。

(2) 各施設の役割の明確化及び運営の改善

本部を中心として、各施設の役割分担を行い、一定の機能分化を図るなど、施設ごとに果たすべき役割を明確化する。

また、施設の役割を踏まえ、各年度の業務実績について施設ごとに自己評価を行い、評価結果を各施設の運営の改善に反映する。

(3) 各施設の自治体・民間への移管等

文部科学省が作成する工程表に沿って、国立青少年交流の家、青少年自然の家の自治体・民間への移管等に取り組むとともに、効率的な組織運営を目指す観点から、「新しい公共」型の管理運営について、一部の施設で検証するなど具体的な取り組みを行う。

(4) 施設の効率的な利用の促進

青少年教育に関する施設の利用状況を向上させるとともに、施設の効率的な利用の促進の観点から、青少年教育に関する業務の遂行に支障のない範囲内で、施設を一般の利用に供する。加えて、国立オリンピック記念青少年総合センターをはじめ、施設

のさらなる効率的・効果的な利用を実現するため方策を検討し、必要な措置を講ずる。その上で、宿泊室稼働率等が低く、今後もその向上が見込めない施設については、他の施設による代替可能性など地域の実情を考慮の上、一定期間の開設、休止や統合・廃止に向けた検討を行う。

Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

収入面に関しては、実績を勘案しつつ、計画的な収支計画による運営を行う。また、自己収入の確保及び受益者負担の適正化の観点から、施設使用料や活動プログラムに係る費用等の設定を見直す。さらに、科学研究費補助金等の申請、国や民間企業等からの受託事業等の積極的な受入れ等により、外部資金の確保及び寄附金の増加に努める。

また、管理・運営業務の効率化を進める観点から、毎事業年度において、適切な効率化を見込んだ予算による運営を行う。

1. 予算（中期計画の予算）

別紙1のとおり。

2. 収支計画

別紙2のとおり。

3. 資金計画

別紙3のとおり。

Ⅳ 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は20億円とする。

短期借入金が想定される事態としては、運営費交付金の受入りに遅延が生じた場合である。なお、想定されていない退職手当の支給や事故の発生などにより緊急に必要となる経費として借入することも想定される。

Ⅴ 不要財産及び不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

なし

VI 上記以外の重要な財産の処分等に関する計画

なし

VII 剰余金の使途

決算において剰余金が発生したときは、次の経費等に充てる。

- ① 青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修等の充実
- ② 青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援の充実
- ③ 青少年教育に関する調査及び研究の充実
- ④ 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進の充実
- ⑤ 青少年教育団体が行う活動に対する助成の充実

VIII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

別紙4のとおり

1. 施設・設備に関する事項

- (1) 施設・設備に関する保守・管理の長期的な計画を策定し、当該計画に基づく保守・管理を行うとともに、利用者が安心・安全に体験活動ができる環境の整備及び自然災害等への対応の観点から、必要な施設・設備の改善等を計画的に進める。
- (2) 利用者本位の快適な生活・研修環境の形成のための施設整備を進める。特に幼児・高齢者、身体障がい者等が円滑に施設及びサービスを利用できるよう、関係法令等を踏まえつつ、計画的な施設整備を進める。
- (3) 国立オリンピック記念青少年総合センター用地の取得を計画的に推進する。

2. 人事に関する計画

(1) 方針

- ① 青少年をめぐる諸課題に総合的に対応し、より一層、その施策を効果的かつ効率的に推進するため、人員を適正かつ柔軟に配置する。また、本部及び施設ごとの業務の質・量に応じた定期的な人員配置の見直しを行う。
- ② 職員に対し、企画力、指導力、接客サービスの向上や施設の安全管理などを目的とした、多様で体系的な研修機会を設け、計画的な人材養成を行う。

③ 職員を計画的に採用するとともに、関係機関、民間団体との間での広く計画的な人事交流の実施、任期付任用の活用や幹部職員の公募等により、多様で優れた人材を確保する。

④ 人事評価制度を適切に運用し、その評価結果を踏まえた処遇等への反映を図る。

(2) 人員に関する指標

常勤職員について、その職員数の抑制を図る。

(参考)

中期目標期間中の人件費総額見込み 18,983 百万円

但し、上記の額は「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）及び「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）において削減対象とされた人件費を指す。

3. 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、施設管理・運營業務等を効率的に実施するため中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。

4. 積立金の使途

前中期目標期間の最終年度における積立金残高のうち、文部科学大臣の承認を受けた金額については、独立行政法人国立青少年教育振興機構法に定める業務の財源に充てる。

別紙 1

中期計画中の予算

平成 23 年度～平成 27 年度

独立行政法人国立青少年教育振興機構（単位：百万円）

区 分	金 額
[収 入]	
運営費交付金	46,735
施設整備費補助金	57
事業収入等	7,742
計	54,534
[支 出]	
運営費	54,477
一般管理費	8,801
業務経費	22,489
事業費	10,989
基金事業費	11,500
人件費	23,187
施設整備費	57
計	54,534

[人件費の見積もり]：

期間中総額 18,983 百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役職員に対し支給する報酬（給与）、賞与、その他の手当の合計額であり、退職金、福利厚生費を含まない。

[運営費交付金のルール]：別紙

[注記]：別紙

[運営費交付金の算定ルール]

○ 毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$B(y) = N(y) + Q(y) + V(y) - C(y) + \pi(y)$$

$B(y)$: 当該事業年度における運営費交付金

$\pi(y)$: 当該事業年度における特殊経費。利用者の安全を確保するために必要な人員配置や施設・設備のメンテナンスに必要な経費及び退職者の人数の増減等の事由により当該年度に限り時限的に発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与えうる規模の経費。各事業年度の予算編成過程において、人件費の効率化等一般管理費の削減方法も反映し具体的に決定。

○ 一般管理費 $N(y)$

$$N(y) = N(y-1) \times \sigma(\text{係数}) \times \alpha(\text{係数})$$

$N(y)$: 当該事業年度における管理運営費。 $(\pi(y))$ は除く)

$N(y-1)$: 直前の事業年度における $N(y)$

σ : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

α : 一般管理費に係る効率化係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

○ 業務経費 $Q(y)$

・ 事業費

$$Q(y) = Q(y-1) \times \gamma(\text{係数}) \times \sigma(\text{係数}) \times \beta(\text{係数})$$

$Q(y)$: 当該事業年度における業務経費。 $(\pi(y))$ は除く)

$Q(y-1)$: 直前の事業年度における $Q(y)$

γ : 業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該経費を具体的に決定。

σ : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

β : 業務効率化係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

○人件費 $V(y)$

$$V(y) = V(y-1) \times \varepsilon (\text{係数}) \times \theta (\text{係数})$$

$V(y)$: 当該事業年度における人件費。 $(\pi(y))$ は除く)

$V(y-1)$: 直前の事業年度における $V(y)$

ε : 人件費調整係数。各事業年度の予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

θ : 人件費効率化係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

注) 当法人における退職手当及び公務災害補償費については、独立行政法人国立青少年教育振興機構役員退職手当規程及び独立行政法人国立青少年教育振興機構職員退職手当規程及び労働者災害補償保険法に基づいて支給することとなるが、その全額について別途運営費交付金で手当する。

○自己収入 $C(y)$

$$C(y) = C(y-1) \times \eta (\text{係数}) \times \zeta (\text{係数})$$

$C(y)$: 当該事業年度における自己収入の見積額。

$C(y-1)$: 直前の事業年度における $C(y)$

η : 収入調整係数。事業の見直し等による自己収入への影響等を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

ζ : 自己収入政策係数。過去の実績を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

[注記]

1. 前提条件：運営費交付金の算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算。

一般管理費に係る効率化係数 α : Δ 3%

業務経費に係る効率化係数 β : Δ 1%

人件費効率化係数	θ :平成23年度については $\Delta 3\%$ 。平成24年度以降については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて（平成22年11月1日閣議決定）に基づき、政府における総人件費削減の取組及び今後進められる独立行政法人制度の抜本的な見直しを踏まえ、当該事業年度における具体的な係数値を決定
人件費調整係数	ε :各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定
業務政策係数	γ :各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定
消費者物価指数	σ :各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定
自己収入調整係数	η :各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定
自己収入政策係数	ζ : 1%
特殊業務経費	π :各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定

2. 施設整備費補助金の算定

施設整備費補助金の金額は、便宜上、平成23年度予算額を計上している。

別紙2

収 支 計 画

平成23年度～平成27年度収支計画

独立行政法人国立青少年教育振興機構

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	54,915
經常費用	54,915
事業経費	22,489
一般管理費	8,801
人件費	23,187
受託経費	0
減価償却費	438
財務費用	0
収益の部	54,915
運営費交付金収益	46,735
施設使用料等収入	7,742
受託収入	0
資産見返運営費交付金戻入	426
資産見返物品受贈額戻入	11
資産見返寄付金戻入	1

別紙 3

資 金 計 画

平成 2 3 年度～平成 2 7 年度資金計画

独立行政法人国立青少年教育振興機構

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	54,534
業務活動による支出	54,477
投資活動による支出	57
次期中期目標の期間への繰越額	0
資金収入	54,534
業務活動による収入	54,477
運営費交付金による収入	46,735
施設使用料等収入	7,742
受託収入	0
投資活動による収入	57
施設整備費補助金による収入	57
財務活動による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	0

別紙 4

施設・設備に関する計画（その他業務運営に関する事項）

独立行政法人国立青少年教育振興機構

区 分	予定額（百万円）	財 源
基幹設備の老朽化にか かる危険防止対策等	5 7	独立行政法人国立青 少年教育振興機構施 設整備費補助金
計	5 7	

[注記] 金額は便宜上、平成23年度予算額を計上している。

なお、業務実施状況等を勘案した施設整備や、施設設備の老朽度
合を勘案し改修（更新）等が追加される見込みである。

（参考）前中期目標期間中の施設整備費補助金の予算額（合計）

11,683百万円